第三種郵便物認可　昭和二十五年三月三十一日

平成２６年（フ）第５８１号
名古屋市中区栄５丁目18番16号　日興ビル401号
債務者　８　ｃａｆｅ　ｈａｍｂｕｒｇｅｒこと　渡邉　和義
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　智靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月30日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７７５号
愛知県大府市若草町１丁目６番地　エルミオーレ若草103号
債務者　日髙　　守
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　志乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月31日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６８号
沖縄県那覇市銘苅２丁目６番10号　ベルフォーレｉｅｋｏｓＡ―101
債務者　西原　充雄
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武田　昌則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１５３号
静岡市清水区平川地22番12号　静鉄狐ヶ崎第１マンション107号室
債務者　杉本　葉子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗村香奈子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６号
静岡県掛川市国安1294番地の59
債務者　佐々木紀行
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
山形市江俣２丁目６番13号
債務者　齋藤　滋夫
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　　朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８５号
岐阜市今町２丁目24番地
債務者　家田　久義
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　慎一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月29日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第８６号
岐阜市今町２丁目24番地
債務者　家田　恭子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　慎一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月29日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２２号
愛知県豊田市大林町16丁目５番地２　サンシャインシティ506号、前住所愛知県岡崎市三崎町１番地27　モアグレース六名Ⅱ403
債務者　山崎　　剛
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高桒　美奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月29日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３８９１号
東京都品川区戸越４丁目１―７
債務者　横澤　美緒
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８９２号
千葉県千葉市稲毛区轟町１丁目13―２―211
債務者　永瀬　京子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８９３号
東京都立川市錦町４丁目５―25―407
債務者　岩城　昭吾
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８９４号
東京都立川市柴崎町１丁目17―23―101
債務者　肥沼　理恵
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８９５号
東京都足立区保木間１丁目１―１―703
債務者　上田　梨奈（旧姓レオン）
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３８９６号
千葉県山武郡横芝光町栗山3286―20
債務者　神戸　保男
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部